

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

一 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正

1 題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に改めること。
(題名関係)

2 廃炉拠出金の延納等について所要の規定の整備を行うこと。
(第四条関係)

二 その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。
(第一条及び第三条から第七条まで関係)

第二 経過措置

实用発電用原子炉設置者等による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第十条第一項の金銭の支払について、再処理等拠出金の延納等を準用するもの等とすること。
(第八条関係)

第三 附則

この政令は、令和六年四月一日から施行すること。

(附則関係)